

◇研究ノート◇

戦国期杵築大社門前町の展開

—— 尼子氏発布掟の検討を通して ——

谷口正樹

◆要旨

本論文では、戦国大名権力による宗教都市掌握の過程を検討するために、出雲国の戦国大名である尼子氏が、出雲国一宮杵築大社の門前町に対して発布した都市法令を取り上げる。尼子氏は天文21年と永禄元年の二度にわたり、杵築大社門前町へ法令を出しているが、従来は両者の異同や段階差などが注目されることはなかった。本論文では、二つの法令の逐条解釈を通じて、権力の志向や法令発布の段階差について考察した。

尼子氏の杵築門前町掌握の基本方針は、杵築大社の長である国造家の都市領主的・宗教権門的権限を容認・保障し、その下で都市支配を行うものであった。尼子氏の掟からは、当時活動を活発化させていた御師同士による相論の裁許権や、門前町で発生した各種の問題行為の検断権を国造家に委ねる内容が確認できる。

しかし、尼子氏や国造家の方針は、必ずしも杵築を中心とする地域社会の実状に合ったものではなかった。御師の間で発生したトラブルは御師間で解決することが当時の基本的な状況であり、また国造家の思惑を超えた杵築への参詣者数の増加や、国造家では対応できない新たな課題などが戦国期には噴出していた。尼子氏は二度目の掟で、国造家と御師や参詣者間での妥協を図る、殺人犯の検断には尼子氏権力として臨む、一部問題の対応基準に「国之法度」を設けるなど、権力として、杵築門前町支配への介入の度合いを強めていくことが窺える。

二つの掟の検討から戦国大名権力が宗教都市への介入を強めていく過程の一端を明らかにしたこの研究は、権力膝下の都市である城下町建設と平行する、権力の都市支配の様相を考察する一助となろう。

キーワード：宗教都市、都市法令、都市支配、杵築大社門前町、尼子氏

(2018年8月31日論文受付, 2018年11月9日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

はじめに

現在、戦国期の地方都市研究は、戦国大名の城下町や、その先駆形態である守護所についての分析が中心となっている。武家権力の膝下に発生する都市を検討するこれらの研究は、後の豊臣期城下町や近世城下町に接続する研究であり、また都市研究・城郭研究・権力研究など複合的な視角から議論が展開される面でも注目される。近年では、権力の性格や在地社会の特徴など、地域ごとの背景の差が、城下町に特色をもたらすことを積極的に評価する研究も行われるようになってきた¹⁾。

ところで戦国期には、寺社門前町や宿・駅・港湾など

を基盤とする交通都市など、室町時代までに発生した中世都市も発展期を迎えていた。しかし、これら中世都市の戦国期における変化や、戦国大名など武家権力との関わりを検討する研究は、城下町研究の隆盛に比すると十分とはいえない。

中世都市は、宗教・交通など、それぞれの特性によって地域経済圏の中心として機能した。こうした中世都市やそこで活動する商人などを武家がどのように掌握してゆくかを検討することは、本格的な城下町建設に先駆けて、権力がどのような流通経済政策をとっていたかを明らかにすることになる。さらに、中世から近世にかけての地域社会の変化や断絶を考察する上でも重要である。

本論文では、戦国期権力が発布した都市法令に着目することで、権力と中世都市の関係にアプローチする。都市法令の条文を詳細に検討することをとおして、権力の支配のあり方や都市発展の基盤を明らかにし、戦国期の地方都市を取り巻く状況の一端を解明してゆきたい。具体的には、出雲国一宮杵築大社やその門前町に対して、戦国期権力尼子氏が天文21年（1552）と永禄元年（1558）に発布した掟を取り上げる。

島根半島の北西端に立地する杵築大社（現出雲大社）は、古来より山陰随一の有力神社で、中世においては出雲国一宮として影響力を有していた。大社の神官組織の長は国造出雲氏が担っていたが、南北朝期には国造職を巡る相論などにより、千家・北島の二家に分立した。その後、両家で国造職を相承し、大社の祭礼などを隔月で担当する体制が成立した。

杵築大社門前町の発展は南北朝期ごろより確認できる。康永二年（1343）の国造出雲清孝讓状（千家家文書）に「市庭」の地名があらわれ、永和元年（1375）の直孝宛行状（北島家文書）で国造が「当社相撲行事」を「市目代」に宛行っていることが確認できるので、この頃までに「市庭」「市」が成立し、「市目代」が存在したことがわかる。

大社門前町は斐伊川の河口近くに位置しており、中世の出雲地域で重要視された中海、宍道湖、斐伊川を結ぶ内海水運と、日本海水運の結節点でもあった。当時の斐伊川河口は、海が内陸に入りこむラグーンの水域を形成していたと推測され、中世文書には「大湊」の名が確認できる。江戸時代前期～中期に斐伊川からの土砂流入によって河口部が埋まるまで、一定の港湾機能を有していたと考えられる。

このように杵築は、大社門前町としての側面と、港町としての側面を合わせ持っていたが、16世紀に入ると、急速に都市として発展したと推定される。その原因の一つとして、大社の御師の活動が活発になり、参詣者が増加したことが挙げられる。杵築大社の御師は千家・北島のどちらかの国造家に仕える下級神官であり、出雲・備後・石見など山陰を中心に活動した。御師は、各地域の領主層を中心に、少数ではあるが在地の住民集団を「旦那」とする師檀契約を結び、「旦那」からの寄進物を預かり、彼らに代わって神前に奉納し祈禱を行うほか、旦那が大社に参詣した際には、彼らに宿を提供した。

御師は、旦那が大社に参詣する時に宿泊する「御供宿」を門前町で経営した²⁾が、旦那を参詣させ、御供を納めさせることで莫大な利益が生じたらしく、「旦那」との師檀契約は物権化し、売買対象になっていたと推測される。そのため契約をめぐる御師間の相論も発生した。

杵築御師の中でも有力な坪内氏（石田氏）は、国造千家氏や戦国大名尼子氏より「親方職」に補任され、門前

町周辺の河川・陸上運送業者の統括を任されたほか、内海水運上の木次・平田の商人衆の商業トラブルの調停に関わるなど、卓越的な地位を得ていた。これは杵築が地域の中核的な都市としての地位を築いていたことと関係があるだろう。

大永7年（1527）頃以降、石見銀山の産出量が増加すると、銀を求めて北東日本海や南九州の船、さらには中国からの船が西日本海に來航するようになった。こうした日本海水運の構造転換の影響をうけて、杵築は出雲で産出される鉄の積出港としても発展を遂げたことが指摘されている。

こうして、16世紀に発展を遂げつつあった都市杵築の掌握を企図したのが尼子氏である。尼子氏は、室町時代に出雲守護京極氏の守護代として出雲国に入部し、戦国期には出雲のみならず、伯耆、備後、安芸、石見など周辺地域に勢力を拡大する戦国大名権力として成長していた。

尼子氏が天文21年、永禄元年（1558）に杵築宛に発布した掟³⁾を取り上げた先行研究はいくつか存在するが⁴⁾、中でも近年の長谷川博史氏の研究が重要である⁵⁾。長谷川氏は、これらの掟は、都市杵築に対して大名権力が発布した初めての法令であり、御師の活動の混乱、新規の船の着岸、盗み・喧嘩・口論・火事の頻発、神官らの神前御番の懈怠、殺生禁断や牛馬禁制の緩み、鏝銭や商業外をめぐるトラブルの激化などに対応するものであるとする。そして、掟の発布は一面では尼子氏権力の拡大・浸透を意味するものの、本来の支配者である国造家が自力では門前町の秩序維持が困難と判断せざるを得ない状況が現出したために発布されたとしている。

長谷川氏の指摘に大きな誤りはない。しかし、氏は主に永禄掟を中心に検討を行っているが、天文掟と永禄掟の語句の異同や、二つの掟の段階差など、未だ検討が不十分な部分も残されている。また、掟には一部意味のとりにくい条項もふくまれているが、長谷川氏の理解に不明瞭な点もある。

そこで本論文では、天文掟と永禄掟について、まずその内容を出来るだけ正確に読み取ることに注力する。その上で、杵築門前町の特徴、尼子氏権力の志向などを検討し、二つの掟がもつ歴史的意義について、長谷川氏と異なる視点から言及したい。

第一章 天文掟と御供宿相論

まず、天文二十一年掟の全体を掲示する。

【史料1】杵築大社掟書条目（佐草家文書）（条数を表す丸番号は筆者が付与）

(端書)

「^(千家・北島)尼子晴久御代御両家へ御条目写、孝清手蹟」

条々 北島殿へ

- ①一 御供宿相論、此度馳可被成御下知事、
- ②一 御供事、此方家来之者ハ此方へ引、千家之中之者ハ千家かたへ可引候事、
- ③一 久敷不参御供年月定事、
- ④一 杵築領へ船付候時、又ハ寄物などの時無案内事、
- ⑤一 盗人大小共改道之事、
- ⑥一 喧嘩之事、
- ⑦一 火事之時火本之事、
- ⑧一 殺生禁断之處、東ハひしねの関屋を限、辰巳ハ高浜、南ハ河よりは内、狼藉停止之事、
- ⑨一 毎月杵築両家へ普請之者可出事、
- ⑩一 惣而新儀不可相叶之事、
- ⑪一 御供并月之相論事、
- ⑫一 米にて御供米請取停止之事、付米を能きゝため可渡事、
- ⑬一 神前御番之事、
- ⑭一 諸神官社役為持来筋日諸事諸役令懈怠貪得分事、
- ⑮一 抱給所我侷持緩怠事、
- ⑯一 社参輩当月次第礼儀事、
- ⑰一 家中令離散貪給所事、
- ⑱一 人返事、
- ⑲一 国造へ渡候代悪銭停止事、
- ⑳一 杵築売買之米^く■たにて可計事、

三月
天文廿一年廿二日

天文掟(【史料1】)は、端書きによると、天文21年に尼子晴久が千家・北島両国造家に与えた条目を、北島方の上官(有力社家)である佐草孝清が筆写したものである。冒頭に「条々 北島殿へ」とあるが、掟書で「条々」の下に「●●殿へ」と記す例は、管見のかぎり他になく、異例である。「北島殿へ」の部分は、正文になかったが案文を渡す際に書き足したか、あるいは後補の可能性も考えられる。

○内容の逐条解釈

① 御師の経営する「御供宿」の相論については、この度国造家がしっかり「御下知」=裁許することを指示している。「此度」とあるので、何か具体的な相論が生じており、それを念頭に置いた可能性がある。「御供宿相論」については次項で詳述するが、第②条と合わせ、尼子氏は御師の活動を国造家が監督するよう期待している。

② 御供については、「此方」の「家来」は北島方へ、千家氏の者は千家方へ「引く」ことを定めている。「此方」とは「千家かた」との対比で北島方であり、北島方の御師は北島方のルートで御供を納め、千家方の御師は

千家方のもとで御供を納めることを定めていると考えられる⁶⁾。御師は、北島方か千家方に属し、それぞれ北島氏・千家氏を介して御供を納めていたが、それが乱れるような事例が多くなっていたのであろうか。尼子氏は、両国造家が統制していた本来の秩序の回復、維持を企図したものと思われる。

③ 久しく参詣していなかった旦那が、以前とは異なる御師を介して御供を納めたいと願った時、どれくらいの間、「不参」であれば新しい御師に乗り換えてよいかの規定であり、師檀契約の有効期限を定めている。

④ 杵築領へ船が着岸した時、または「寄物」、すなわち難破船やその積載物などの漂着があった時、杵築社(国造家)から尼子氏へ連絡をしなくてもよいことを定めている。守護権を掌握しているものは、領国に入港した船の積み荷や「寄物」に対する何らかの優先権が認められる慣行があったようだが⁷⁾、ここでは尼子氏がそうした権限を放棄している。なお、「杵築領」とあるので、杵築の港に限らず、大社領の海岸に広く認定していると考えられる。

⑤⑥⑦ 盗賊人を重科軽科とも取り締まる事(第⑤条)、喧嘩に対する刑の執行(第⑥条)、火事の時火元の責任を問うこと(第⑦条)にかかわる検断権を、国造家に認めたものであろう。主に杵築門前を対象にしていると想定されるが、そこは治外法権であり、杵築社の「自治」を認めたことになる。

⑧ 殺生禁断の地域を定めている⁸⁾。「殺生禁断」「狼藉停止」という表現で、杵築社、国造家の支配権が及ぶ領域を規定したものであろう。大社門前や「杵築領」とは異なる領域概念である。

⑨ 毎月両国造家のために普請の労役を提供することを定めている。これも主に杵築門前を対象とする規定と考えられ、門前住人の杵築社への負担を尼子氏が保障したことになる。一方で、そうした所領からは尼子氏が普請役を徴収できないことも意味するだろう。

⑩ 「新儀」は禁止することを定めている。直前の数ヶ条から推定すると、尼子氏やその家臣などから杵築に対して新儀の賦課、新儀の権利侵害などをしないと保障したものであろう。

⑪ 御供相論ならびに月の相論にかかる条項である。「月之相論」とは、両国造家が隔月で神事をつとめるのに対応して、それぞれの国造家に仕える御師たちが当該月にしか御供を奉納できない、または御供宿を提供できないという規定(第②条参照)にかかわる相論であると考えられる。御供相論については第①条との差異が明確でないが、いずれにせよ、尼子氏はこれらへの対処を両国造家に一任したものと考えられる。

⑫ 旦那が御師を介して神前に奉納する「御供米」を米で受け取ることを禁じている。さらに米をよく「きゝ

ため」（利き貯め＝良い米を選んで貯蔵して？）渡す事を指示している。詳細は不明だが、御師が大社に納入する「御供米」を、実際には銭で納入するように定めているものと推測しておく。また、国造へ渡す「代」に悪銭を用いることを禁じた第⑬条と合わせると、「きゝため」は、品質の悪い「悪米」を禁じる行為とも考えられる。

⑬ 神前御番をしっかりと勤めることを指示している。

⑭ 諸神官や社役を担う者が、従来から決まっている諸事・諸役を果たさないのに得点を獲得することを禁じている。

⑮ 神官が給所を与えられながら、わがままに、その分果たすべき諸役を緩怠することを禁じている。

⑯ 杵築大社に参詣した者は「当月次第」の「礼儀」をおこなうべき事を規定している。その月を担当している国造家の指示に従って参拝し、御供などの納入をすることを指示するものであろう。

⑰ 神官が家中を離散させ（家中でまとまって諸役を果たすことなく）ながら、給所を維持し、そこからの得点を獲得することが不当な行為として指摘されている。

以上、⑬⑭⑮⑰からは、杵築大社に仕える神官たちが、得点をもらったり、給所を与えられたりしていたことがわかる。しかし、彼らの多くが神前御番をはじめとする諸事諸役を懈怠、緩怠しており、それが大社の神事遂行に大きな障害となっていたことが推察される。両国造家の統制が行き届かなくなり、尼子氏が侵入を行っている。

⑱ 人返しとは、領主権力の下から逃亡した者を、元の領主のもとに返す行為をさす。ここでは、杵築門前や杵築領に逃亡してきた者を、元の領主（尼子氏やその家臣など）のもとに返すことを規定しているとも、杵築門前や杵築領に逃亡してきた者については特別に返さなくてもよいと規定しているとも解釈できる。ただ、本控書全体の基調としては杵築社の特権をみとめる傾向にあることから後者の意ではないかと推定される。だとすれば、杵築社のアジール性を認めたことになる。

⑲ 国造へ渡す「代」は悪銭であってはならないと命じている。永禄掟第⑲条を参考にすれば、大社に御供を奉納した際、旦那からの礼儀である「代」（永禄掟第⑲条では「料色」）を、御供宿（御師）が媒介して国造に支払っていたらしい。それが精銭であるべきと規定している。

⑳ 杵築での売買に用いる米舁は「くた」を用いるべきとしている。「くた」の詳細は不明⁹⁾だが、尼子氏領国での公用升と推測され、尼子氏権力が米売買の公正さを担保しようとしていると考えられる。

○「御供宿相論」について

ここでは、天文掟第①条にみえる「御供宿相論」の一

例と考えられる、杵築大社の御師である坪内氏と吉田氏による相論を取り上げる。

【史料2】秋上重孝他十一名連署書状（坪内家文書）

今度三沢本郷就御供之儀、落合殿ひいきをもつて、吉田次兵衛方へ被引候、然間前々よりその引被付候以筋目、只今申被結候へ共、御陣立之御候間、先当座之儀、各々以異見、御堪忍可然存候、於已後者、何様にも任御上意、可被仰立候、恐々謹言、

天文十五年九月廿六日 秋上周防守重孝（花押）

神宮寺（花押）

松林寺（花押）

目代（花押）

杉谷彦次郎（花押）

矢田中務（花押）

杉谷次兵衛（花押）

江角太郎兵衛（花押）

杉谷権大夫（花押）

西村神大夫（花押）

柳原次兵衛（花押）

中右京進（花押）

坪内宗五郎殿

三沢本郷の者が杵築社に参詣した際に納める御供について、落合殿が「最眞」して、その御供は吉田次兵衛方が御師として納めることになった。しかし、坪内宗五郎は以前より三沢本郷の者の御供を担当している由緒を主張して、ただいま提訴した。だが、「御陣立」の際中であるので、当座についてはわれわれ「各々」の意見に応じて堪忍するべきである。戦争終了後、「御上意」のとおり、裁定をくだされるであろうと述べている。「落合殿」は、三沢本郷を支配する国衆三沢氏の家臣の一人と考えられる。

「各々」は本文書の連判者と考えられる。連判しているのは、神魂社¹⁰⁾の神主である秋上氏、千家方の上官¹¹⁾中氏や神宮寺、「目代」、御師と考えられる杉谷氏や矢田氏らであり、御師と旦那の関係、つまり御供（御供宿）の契約に関するトラブルは彼らの間で一義的に解決されていたことが想定される。文末の「御上意」は、次の【史料3】と合わせ考えれば、三沢本郷を支配する三沢氏の意味を指していると思われる¹²⁾。

【史料3】某為信書状（坪内家文書）

如仰、当春之御慶目出候、仍一種被懸御意候、御煩之至候、将亦御供之儀付候て、様体承候条、則次郎左衛門尉方ニ申聞候、内々之儀者、無御等閑候へ共、衆中取々ニ申候間、此方衆之調法ニ者、成間敷候間、最前如御約束、浜之御連判衆中より、次郎左衛門尉方へ書状令遣、御調干要存知候、為御心得申入候、恐々謹言、

正月廿九日 為信（花押）
坪内宗五郎殿

御返報

差し出しの為信については未詳だが、三沢氏の通字である「為」を名乗ることから、三沢氏一族と想定される。為信は御供の儀について事情を把握し、(落合)次郎左衛門尉に申し伝えた。内々の儀(為信の内心)では、坪内氏に対して等閑はないのだが、衆中(三沢本郷の人々)の意見がまとまらず、三沢氏がとりまとめることは難しいので、以前の約束通り、「浜之御連判衆中」より、次郎左衛門尉に書状を遣わし対処することが肝要である、と述べている。

「浜之御連判衆中」とは、【史料2】の連署者たちのことであろう。三沢氏はこの問題に関して家中で「調法」することをあきらめ、「浜之御連判衆中」の裁許を支持していることがわかる。

【史料4】真鍋豊信書状(坪内家文書)

落合次郎左衛門尉取立之御供宿論之儀、吉田貴所被仰結、互雖被得御意候、千家殿へ直被成御書、御尋候処、暁と依不被仰越候、所詮か様成御供宿論候者、於向後も御両殿之間へ可被成御計旨、可被仰出ニ相定候由、御上使之森七・池七左両人より捻候条、何も不能存分、御帰可然候、彼案文写進入候、弥々分別干要候、恐々謹言、

卯月廿九日 真鍋新兵衛尉 豊信（花押）
坪内宗五郎殿
御宿所

差し出しの真鍋豊信は尼子氏の家臣である。落合次郎左衛門尉が取り立てた御供宿相論について、吉田氏と坪内氏との間で(相論を)戦わせ、互いに尼子氏の「御意」を得たということだが、尼子氏が千家氏に対して直書をもって尋ねたところ、しっかりとした回答が得られなかった。このような御供宿相論は、今後も両国造に解決をゆだねるということを、尼子氏から伝えると決定した。そのことを尼子氏の使兩人から伝えてきたので、すべてうまくゆかず、(杵築に)お帰りになるのがよいだろう。尼子氏の裁定の案文を添付する、そのように心得るように、としている。

両国造家は、御師たちの上位に位置したが、御供宿相論に関与する権能を失っていたらしい。尼子氏としては、両国造家が裁定すべきと考え、今回は吉田氏にも坪内氏にも勝訴の裁定を与えなかった。

史料2の発給時期が天文15年であり、それをうけた史料3、史料4はそれぞれ天文16年か、それ以降の史料と推測される。こうしたいくつかの御供(宿)をめぐる相論があったものの、両国造家が明快に裁定する姿勢を示さなかったため、天文掟第①条が示されたのである

う。但し、実際には史料2・史料3にみえるように、杵築門前町の有力者集団が御供(宿)相論を仲裁する権限を握っていたのである。

小括

天文掟は、Ⅰ. 尼子氏が国造家の大社支配、特に門前町支配を保障する前半部と、Ⅱ. 杵築大社の神官・社役の統制に係る後半部に大別できる。

Ⅰ. についてはさらに、御供や御供宿をめぐるトラブルを治めることを求める箇条(①②③)、着岸する船に関する箇条(④)、都市的な犯罪の検断を認める箇条(⑤⑥⑦)、殺生禁断の範囲を定める箇条(⑧)、国造家への普請役の提供を定める箇条(⑨)、尼子氏方からの新儀非法を停止する箇条(⑩)からなる。⑪は内容が明確でないが、前半部に属するだろう。最後の2箇条(⑬⑭⑮⑯)も、これら前半部の箇条に近い。

これらは尼子氏が、両国造家の権益を保証し、国造家が杵築門前や杵築領で領主として対応することを求めるものである。

Ⅱ. の神官統制に関しては、神官が得分や給所をもらっていないながら社役を懈怠している状況を戒め、神事に奉仕することを強く求めるものが中心である(⑬⑭⑮⑯)。その他、御供や国造への上納物の内容を定めたり(⑫⑬)、国造の隔月神事原則を守るように求めたり(⑭)している。総じて、神官や御師たちの統制について定めたものである。

この天文掟で規定している内容のほとんどは本来、地域権門である杵築社、国造家が独力で果たすべき支配統制にあたる。それについて尼子氏が掟書を示すということは、尼子氏が積極的に杵築社の支配に介入しているようにも見える。しかし、御供(宿)相論で確認できたように、実際は、杵築社・国造家の支配力が低下しており、それに対して尼子氏がこ入れしようとしている側面が強い。尼子氏は、杵築社が本来形成していた門前町や杵築領の秩序を回復することで当該地域の安定化を目指していたといえるだろう。

杵築社・両国造家の支配を脅かしていたのは、神官や御師らの姿勢であった。その背景には杵築の都市的発展があるだろう。大量の旦那の参詣は御師の利益になっただけでなく、経済活性化に結果したであろう。山陰水運の船の着岸も増え、内海水運との結節点の港町としても繁栄していたのではなかろうか。それにともない、盗人・喧嘩も増え、建物が建て込むと火事も大規模化する。基準杵の混乱や米納・銭納をめぐる対立も生じていたのだろう。こうした杵築の活性化が、大社を頂点とする社会秩序にゆらぎ、緩みをもたらし、一方で「浜之御連判衆中」という、様々な身分のものを包摂した共同体が、主に御師に関わる課題を中心に、地域における問題解決の

主体として登場しているのである。

第二章 永禄掟の解釈

尼子氏は、天文掟の6年後の永禄元年（1558）に、杵築宛に再び掟を発布している。本章では、この永禄掟の正確な解釈を行うとともに、天文掟との相違点・共通点から、尼子氏や国造家、地域社会の関係の変化について考察する。

【史料5】杵築法度条々写（千家家文書）（条数を表す丸番号は筆者が付与）

於杵築法度之条々

- ①一 御供宿之事、近年付来者之事ハ不可有相違、縦雖為一在所之者、始而参詣之輩ハ可為旦那次第、老人茂其以前社参候者相交候者、為惣中可相除之事、
- ②一 御供衆賄之事、可為如前々事、
- ③一 御供宿之事、千家方之月仁社参之者、北島家来仁止宿候共不苦、互可為此分、然上者御供取次候之条、何事茂其月之国造仁可相隨、双方共可為此分、
- ④一 久舖怠慢候御供、先年宿仕之由申之奪取之事、甚以肝曲也、但廿一ヶ年之内、其旦那引候証拠於明鏡者、可任其旨事、
- ⑤一 盜賊人之事、守国之法度可有其沙汰事、
- ⑥一 喧嘩之事、相手於令死去ハ、一方搦捕可有注進、自然及異儀候者可討果事、
- ⑦一 打擲之事、一方血出程之事候者、為科錢三貫文可出之、兩方出血候者、互三貫文宛可出事、
- ⑧一 口論之事、兩國造并本願令存知程之事候者、双方老貫宛可出事、
- ⑨一 対具足并持具足事、喧嘩口論共ニ双方拾貫文可出之、合力人可為同前、若大勢引分於相戦者、百貫文可出之、其内於有死人者、討手同可誅、於其上茂惣中者可為右之科錢事、
- ⑩一 御神前御番之事、自身可相勉事勿論也、若於懈怠者、一日ニ十疋宛可出之、但依人自身於不相叶輩者、名代之人体相定之、可遂其節、自然歡樂等之故障候者、国造并本願江經案内可出別人事、
- ⑪一 号御神前参籠、地下仁宿、同無懸手旅人不可叶事、
- ⑫一 社内江於牛馬入者、見相ニ可取之、馬主ニ者料を十疋可出サス事、
- ⑬一 諸神官社役等改近年姿令存知之輩、縦初茂社役に於懈怠者、殊曲事之条、料を老貫文可出事、
- ⑭一 火事之時、他家一間茂於有類火者、過錢三貫文火本可出之、於不出候者、可追放在所、但無類火候者不及過錢事、
- ⑮一 殺生禁断之所事、東ハ菱根関屋、巽者高浜、南ハ

川可限之、此内狼藉槌可禁止、若有違犯之族者、科錢老貫可出事、

- ⑯一 從杵築地下中国造江一月江三日、人夫十人宛可出之、自然大客等之時者、不殘追立ニ可出、若於不出者、一人之前一日ニ十疋宛可申付之、兩國造領分茂同前、右何茂可為日飯米事、
- ⑰一 新儀申出族之事、此方江可有注進事、
- ⑱一 下人公事之儀、可準国之法度事、
- ⑲一 御供之時国造江令沙汰料色之儀、自宿精錢可沙汰之、自然於悪錢ハ、從旦那直ニ国造所江可相渡事、
- ⑳一 兩國造親類、其外雖為権門之輩、不言男女社役に於相抱者、聊不可有懈怠事、
- ㉑一 売買之樹クタニテ可計事、
- ㉒一 御神前御供、以来請取社人候者、科錢老貫文可出事、
- ㉓一 敵討之事、依不紛雖討果候、搦捕討手可引進之、若相戦候者、当座可生害之事、
- ㉔一 年中之御供之員数、翌年之正月為礼儀富田へ使者差越候時、從兩國造并別火所写引付可越事、
- ㉕一 右之科錢何茂本願請取之、御宮造畢之已後者、御蔵江納置、重而之御造営ニ可有採用事、

以上廿五ヶ条

右之条々者、天文廿一年ニ雖相定候、令再見少々書加之、永禄元年六月ニ相定畢、

永禄元年六月日

国守

尼子殿法度書写

右之本書紛失仕、

史料の奥の文言によれば、この永禄掟は、天文掟を「再見」し、これに書き加えたものだという。ただ、「永禄元年六月ニ相定畢」という文章は、次行の年月日表記と重なっている。「国守」という表記は差し出しを示すものかと思われるが、尼子氏が自ら「国守」と名乗る文書を発給した例はない。冒頭の「於杵築法度之条々」という文言もやや異例である。文頭と文末は書写の際に改変をうけている可能性が高い。

但し、永禄掟冒頭の「於杵築法度之条々」と、天文掟冒頭の「条々 北島殿へ」を比べると、永禄掟が杵築という空間を対象としたことが窺える。本文の箇条書き部分には、特に疑問を抱かせる点はなく、掟書全体が都市法的性格を強めたことは以下の法令本文からもうかがえる。

○内容の逐条解釈

① 御供宿については、近年、その宿に泊まっている者は宿を変えてはならない。たとえ、（その在所の者はこの宿に泊まると決まっている）同一在所の者であっても、初めて参詣する者がどの宿に泊まるかはその旦那の

自由である。一人でもそれ以前に社参した者（ある宿に泊まった由緒をもつ者）が混じていたなら、「惣中」からは除くべきである、と解釈する。

地下人の参詣にあたっては、しばしば村落共同体（「一在所」「惣中」）単位の参詣、御供奉納がなされたが、その場合、その村落共同体を旦那として参詣に導く御師がいた。その際、「始而参詣之輩」や「其以前社参候者」は、共同体のまとまりに取り込まれての参詣を強要されがちであったのだろう。しかし、そうではなく、個々の参詣者の意志（「旦那次第」）を尊重するように命じたものである。

杵築大社への参詣システムが、かつては個々の地下人と御師の関係で成り立っていたものが、村落共同体単位の参詣が増加し、個々の地下人が結んでいた個別関係との間で矛盾が生じるようになっていたのだろう。共同体のまとまりが、構成員の個別の契約を凌駕するような、そうした村落のあり方が一般化したことが要因といえるかもしれない。

② 御供衆（参詣者）に提供する賄い（宿が提供する食事）の内容は前々の如くであることを定めている¹³⁾。賄いの内容をめぐる御師と旦那の間で対立があったのであろうか。あるいは、賄いの内容を高めることで旦那を争奪するような事態がエスカレートしていたのかもしれない。

③ 千家方担当の月に社参する者が、「北島家来」（北島方の御師）の宿に宿泊することを認めている。但し、御供を大社に納めるにあたっては、その月担当の国造の指示に従うようにとしている。

天文掟の第②条では、千家氏所属の御師は千家氏に御供を取り次ぎ、北島氏所属の御師は北島氏に取り次ぐことを定めていた。そのため、千家氏担当の月には、千家氏所属の御師と契約した旦那のみが杵築に来訪してその宿に宿泊し、その御師の取次で大社に参詣するという伝統が基本的に守られていたのだろう。しかし、現実に大社への参詣希望者が増える状況に即し、担当月でない方の国造家と契約した壇那が杵築に来訪し、その御師の宿への宿泊を許すことになったのだろう。

④ 久しく参詣していない旦那が参詣してきたとき、先年、その旦那に宿を提供していたので、自分（御師）とは異なる御師のもとで参詣するのは不法だと称してその旦那の御供を奪い取ることは不法だとしている。ただし21年以内に、その旦那との師檀契約の証拠が明らかであれば、その師檀関係が優先するとしている。天文掟第③条でいう「御供年月」が21年を境とすることを明記した箇条といえよう。

⑤ 盗賊人については、「国之法度」（尼子氏領国における法）を守り、その処罰をすべきことを規定している。盗賊人を処罰する主体は相変わらず両国造であるが、処

罰の基準として「国之法度」が示された点に、尼子氏の杵築への介入度の高まりが示されている。

⑥ 喧嘩について、一方の当事者が死去した場合には、もう一方を捕縛し、尼子氏に注進すること。捕縛を拒否すれば討ち果たすべきであることを定めている。

⑦ 「打擲」の場合、一方が出血するほどであれば出血させた方に科銭として三貫文、両方が出血した場合には、互いに三貫文ずつを大社に支払うことを定めている。

⑧ 口論について、両国造ならびに本願¹⁴⁾が存知するほどの事であれば、当事者双方が一貫文ずつ支払うことを定めている。

⑨ 「対具足・持具足」¹⁵⁾による「喧嘩・口論」、即ち、突発的ではなく、武具を用意しての喧嘩や口論の場合には、当事者双方が十貫文ずつ支払うこと、彼らへの合力人も同じく支払うべきことを定めている。さらに、大勢を引連れて戦った場合には百貫文を支払うべきこと、戦いの中で死人が出た際には討手を死刑とし、その上、「惣中」は右の科銭（百貫文）を支払うことを定めている。「惣中」とは「大勢」を動員した共同体のことであろう。

⑩ 神前御番を担当する者は、自身で行うことは勿論だが、もし懈怠した場合は、一日に十疋の罰金を支払うべきこと、担当者自身が勤めることができない場合は名代を立てること、体調不良などの故障の際は、国造・本願に連絡した上で別人を出すことを定めている。

⑪ 「神前に参籠する」と称して、杵築の「地下」（門前町）の御供宿や「懸手」（世話をする者）に宿泊しないことを禁止している。

こうした「旅人」の存在を容認すれば、御供宿を経営する御師の権益を害するため禁止したのであろう。従来の師檀契約の枠組みをはずれて大社に参詣する人が増えてきた状況がうかがえる。正規の参詣者ではない、という意味も込めて、あえて「旅人」という表現を使ったのであろう。

⑫ 杵築大社の社内に牛馬が入った場合は、発見次第これを捕らえ、馬主には十疋の罰金を出させることを定めている。門前町で飼育される農耕用・輸送用の牛馬が増えていたのであろうか。

⑬ 諸神官・社役等で、近年、その職についた者は、たとえ初めてでも社役を懈怠することは特に曲事であるため、壱貫文の罰金を取るとしている。これまで社役に携わらなかったような者が神官身分に就くようになったことが背景にあるのかもしれない。

⑭ 火事の時、一軒でも他家に延焼したならば、火元が過銭三貫文を出す。もし、出せなければ在所を追放すること。延焼しなければ過銭を出す必要がないことを定めている。

⑮ 殺生禁断の範囲を定めている。領域は天文掟第⑧

条と同じであるが、罰金については新たに規定された。

⑩ 杵築の「地下中」より国造へ一月に三日、人夫を十人ずつ（のべ30人）出すこと、もし「大客」（大社への参詣客が多かったり、高貴な客で対応に人手が必要であったりすること）などの時は、地下中残らず「追立」（強制的に）人夫として出ること、もし出さない場合は、一人当たり一日に十疋の支払いを申付けること、これらは「両国造領分」も同前であることを定めている。但し、出仕した人夫には「日飯米」を振舞うことも指示している。

「地下中」とは、大社門前の住人組織であろう。これとは別に、両国造の「領分」（私領地）があり、そこにも住人がいたことがわかる。

⑪ 新儀（杵築に対する、これまでなかった負担の要求）を申し出る者がいれば、それは不法行為なので、尼子氏に注進するべきことを定めている。

⑫ 「下人公事」とは、「下人」が起こした「公事」（訴訟）か、「下人」をめぐる「公事」かのいずれかであろう。前者は、「下人」はふつう提訴を認められていないので、やむを得ず「下人」が提訴した場合の規定ということになる。後者は、主人のもとから逃亡した「下人」が別の主人に仕えていた場合、前の主人がその「下人」を返却するように求める訴訟のことで、連れ戻すこと（「人返し」）ができるかどうかということであろう。

この永禄掟の⑬⑭の並びは、天文掟の⑮⑯の内容と合致していると思われるので、ここでは後者の解釈を採用したい。いずれにせよ、大社には「下人公事」に対応する固有法がなく、「国之法度」を踏まえた対応が必要であったことがわかる。

⑰ 御供の時に国造へ渡す「料色」（料足）については、御供宿より精銭を選んで渡すことが原則だったのだろう。しかし、国造に悪銭を支払わざるをえない時には、旦那から直接国造へ渡すこととしている。

天文掟の第⑱条と同様、基本的には悪銭で「料色」を渡す行為を禁止しているが、悪銭で渡さざるを得ない（旦那が悪銭しか持ってきていない）場合は、御師が精銭で受け取ったものを悪銭に変えてから渡している疑いを無くすためにも、旦那から直接渡すように定めていると考えられる。

⑲ 両国造の親類やその他権門の者であるといっても、男女を問わず、社役を負っている者は、懈怠があってはならないことを定めている。

⑳ 杵築における売買の升については、「クタ」が引き続き公定されている。

㉑ 今後、神前への御供を受け取る社人がいれば、科銭として壱貫文を出すことを定めている。大社に納められた御供（米・銭）は、本来、大社のものとなるはずであるが、それを「請取」る権利をもつと称する「社人」

がいたのであろう。国造は「御供」とは別に「料色」を旦那から得ていた（第⑲条）が、これに倣おうとする神官が出現していたのであろうか。

㉒ 敵討について、間違いなく敵を討ち果たしたとしても、討ち手を捕縛して尼子氏へ引き渡すべきこと。もし討ち手が従わず戦いになった際は、その場で殺害することを定めている。

㉓ 年中の御供の数を、翌年の正月に礼儀の使者を尼子氏の本城である月山富田城に派遣する際、両国造・別火所¹⁶⁾から引付の写しを持って来て報告するように指示している。尼子氏が、杵築大社への貢納物の量を把握しようとははじめたことがわかる。

㉔ 様々な罰則により徴収された科銭はすべて本願が受け取り、杵築大社の造営に用いること、造営が終わって以後は御蔵へ納め置き、次の機会の造営に用いることを指示している。

○天文掟からの変化

永禄掟と天文掟を比較することで、杵築大社の内部組織や都市杵築の変化、尼子氏の権力支配の変容などについて考察したい。

二つの掟の異同を基準にすると、おおまかに、A. 新しいテーマをあつかう箇条、B. テーマは同じだが、具体的な内容に追記が見られる箇条、C. 変化のない箇条、D. 削除された箇条に分類できる。

A. にあたるのは、①②⑪⑫⑬⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕である。

①②は、御供宿をめぐる御師と旦那の関係の変化を反映したものと推定される。旦那の側に御師をえらぶ権利を認めたり、御供宿における旦那へのサービス内容を規定するなど、従来にくらべて旦那の側の力が強くなっているといえるだろう。御師と契約せずに参詣する者もあらわれる（⑪）など、参詣のあり方が流動化している様子がうかがえる。

社役を懈怠する主体として、神官ではなく「国造親類」や「権門之輩」が姿を見せたこと（⑲）は新しい。また、⑬で示された、「近年姿」を改めた「存知之輩」というのは、これまでとは異なる、より身分の低い人々が神官になっていることを示すのかもしれない。そうした人々もふくめ、神職が社役をはたさない状況は拡大しているといえるだろう。社人による御供の「請取」（㉑）もそうした事態のあらわれであろう。

「科銭」を本願が管理し、大社の造営に活用するように指示（㉕）したり、尼子氏が「年中之御供之員数」を正確に把握しようとする（㉔）のも、尼子氏が変化しつつある大社の状況に大きな危機感をいだいているからに他ならない。

B. の箇条は、③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑭⑮⑯⑰⑱㉒㉓㉔㉕である。これらの箇条は天文掟の記載に細則を追加したものが多

い。

③では、御供の取り次ぎはその月の国造にしたがうように求めているものの、どの御供宿に泊まるかは国造の担当月を無視してもよいとしている。伝統的な大社参詣のあり方が次第に変化していることを示す。

暴力行為に関する箇条(⑤⑥⑦⑧⑨⑭)では、罰則が細かく規定されている。特に喧嘩・口論・打擲などについて、合力もふくめ、対処策が詳細に盛り込まれていることは、こうした紛争が激しくなっていることを推測させる。そして、身柄の引き渡しを求めたり(⑮も)、「国之法度」の適用を求める(⑯も)など、尼子氏が杵築門前町への介入の度合いを強めていることも指摘できる。

その他、具体的な追記がなされた箇条(④⑩⑬⑰⑱⑲)については、天文掟段階にそうした具体性が実際になかったのか、単に掟に書き込まれなかっただけなのかはわからない。ただ、条項に明文化され、規定が明確に示されるようになったことが変化であることはまちがいない。

C.にあたる箇条は、⑮⑲のみである。

D.は、天文掟第④条の船と「寄物」に関する条項である。永禄年間になると、日本海に直接面する宇龍浦の方が西出雲地域の主要港湾として重視されるようになることが知られている¹⁷⁾。6年間で杵築の持つ港湾としての重要性が相対的に低下したとも考えられる。

天文掟から永禄掟への変化を確認した上で、都市杵築の天文二十一年から永禄元年にかけての展開過程は、以下のように説明できる。杵築大社の御師の活動によって各地の「旦那」が杵築に参詣し、その行動が都市の発展に結びつく構造は、天文期と永禄期に共通する。また、尼子氏の方針として、国造家に杵築の支配を任せるとも、両掟で共通する。

しかし、御師と参詣者の参詣行動は尼子氏や国造家の範疇を越え展開していたため、尼子氏や国造家は御師や参詣者と「妥協」する必要があった。追記された箇条からは、都市的発展に伴う各種のトラブルに対して尼子氏が裁許基準を示したり、国支配者としての側面を強調する必要に迫られたことも想定できる。

殺生禁断の範囲に変更がないことや、米売買の升として「くた」が引き続き定められていることから、尼子氏の掟の効力の範囲(≒都市杵築の範囲)に大きな変化はないことや、米が杵築での主要な取引物として用いられ続けられていることがわかる。一方で上述したように、杵築が有していた港湾機能は相対的に低下した可能性がある。

以上、杵築門前町は、天文二十一年から永禄元年までの間に、師檀契約に基づき各地から参詣者が来る宗教都市的性格を強めており、尼子氏や国造などの上部権力は、その参詣行動を支える御師の活動を、彼ら側の論理を押し付けず、現実の参詣行動を踏まえて対応を変化させる

ことにより、参詣者の増加とそれに伴う都市的発展を促そうとした。さらに尼子氏は国支配者としての対応を余儀なくされる中で、杵築に対する影響力を強めたことも指摘できる。

○「惣中」について

最後に、永禄掟の第①条、第⑨条にみえる「惣中」についてふれておきたい。

山崎氏、長谷川氏らの杵築門前町を取り上げた研究では、「惣中」は門前町の一般住人である「地下中」とは異なる上層の住人層を指し、都市運営の実質的な部分も彼らによって担われており、そのことがこの①⑨から明らかになると解釈している。そしてその構成員は【史料2】の「各々」、つまり御師に関する相論を裁定する人々であるとしている。

しかし、先に解釈したように、第①条の「惣中」は、「在所」のものを統制し、集団での参詣をめざす村落共同体であろう。また第⑨条の「惣中」は、喧嘩の当事者に合力するために「大勢」を動員した組織を指す。都市や村落の共同体、商人・職人の組織、武士の家中などが想定される。つまり、永禄掟の「惣中」は、「(都市杵築の)自治組織」など特定の集団を指した用語としてではなく、参詣者集団、喧嘩の当事者集団など、単純に人々の「集団」を表す用語として使用されている。

16世紀には、地方の中世都市において「惣中」と称する都市共同体が出現し、都市問題に対処したり、権力の都市支配の末端を担ったりする事例が見られるようになる¹⁸⁾。但し、永禄掟の「惣中」は、そうした存在ではないと考える。

実際のところ、杵築門前町にも「惣中」にあたる組織はすでに存在し、それが「各々」「浜之御連判衆中」であった可能性もある。ただ、大社・国造も、尼子氏もそうした組織を支配に組みこむにはいまだ至っていなかった、もしくは「各々」が都市的な自治を担う存在ではなかったのであろう。

小括

永禄掟に示された尼子氏の杵築支配の方針は、基本的には天文掟と同様である。杵築社・国造家の統制力の低下に挺入れし、本来の秩序を回復することで当該地域の安定化を目指していたといえるだろう。しかし、天文掟の発布にもかかわらず、事態はより「深刻化」していたようにみえる。

神官らの神事懈怠はやまず、さらにその主体は「国造親類」や、あらたに神官に就いた者にも広がっているようである。旦那と御師の関係、御供宿の設定、御供の奉納など、杵築社への参詣システム全体が変化を余儀なくされ、国造家の権益をぎりぎり守ることに腐心している。

両国造とは別に「本願」も大きな勢力を有するようになっていたようである。

尼子氏は、国造を後援するだけでなく、犯罪に対して「国之法度」を適用するように求めたり、殺人については犯人の身柄の引き渡しを求めるなど、介入を強めた。また「御供之員数」の富田城への報告をもとめ、参詣システムの実態把握にも乗り出している。

こうした変化の原因には、杵築の都市社会の変容、大社へ参詣する旦那たちが基盤とする地域社会の変動があったのだろう。ただ、天文掟から永禄掟までは6年間しかないことからすれば、尼子氏の地域権力としての「進化」をより重視すべきであろう。

おわりに

本論文では、尼子氏が杵築に出した2通の掟の箇条を読み解き、その内容変化など、段階差を検討することによって、杵築大社という宗教権門が維持してきた支配と信仰のためのシステムが、戦国時代に大きな変動に直面していたことを明らかにした。大社に仕える中下級神官層の動揺、大社に参詣する旦那たちの志向性の変化、武士や村落共同体によって構成される大社信仰圏の地域社会の変動などが認められる。杵築で頻発した自力救済行為や火災など「都市問題」の深刻化は、都市としての杵築の「発展」を示唆しているといえるだろう。

尼子氏は、当初、杵築大社の伝統的な支配システムを再興し、大社や国造家による当該地域の支配を復活することを目指していたようである。しかし、事態はより深刻であり、自らの支配権を伸長させたり、大社に対するより高圧的なチェックを行うことで都市杵築の安定をはかった。ここに城下町とは異なる権力支配のアプローチの様子を見ることができる。

ただ、すでに同時代の毛利氏が安芸国厳島で一部実現していた、都市共同体を支配に組みこむ政策を尼子氏はいまだ実現できないでいた。大社、国造家、都市共同体の関係がこの後、近世にかけてどのように変化してゆくのか。一方、武家権力側は、17世紀初めに、出雲国支配の拠点を松江に移し、城下町を建設してゆく。そうした全体的な地域社会、地域支配の変容のなかに、本論文で解明した事実をどう位置づけることができるのか、今後の課題としたい。

「はじめに」で紹介した長谷川博史氏の先行研究についていえば、大筋の内容解釈で異論は生じなかったがいくつかの箇条で解釈のちがいを表明し、2通の掟の段階差、尼子氏の都市支配の方針などを新たに明らかにすることができた。ただ、本論文は、あくまで2通の掟の分析を中心とするものであったので、地域権力としての尼

子氏の全体的な動向、軍事的な情勢もふくめてその変化のなかで都市杵築の支配の意味を位置づけてゆく必要がある。

戦国時代の武家権力と地方都市の相互関係についての分析を今後も続けてゆきたい。

注

1. 内堀信雄他編『守護所と戦国城下町』高志書院、2006。
2. この他にも、杵築御師の中には「室」と呼ばれる権益を持つ者もいた。「室」は「むろ」と読み、『新修島根県史』史料編一（1966）の索引では「杵築社麴室」とされているが、藤岡大拙「出雲大社の御師一特にその成立期における「室」を中心に一」（藤岡『島根地方史論攷』ぎょうせい、1987所収）、岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」（『大社町史研究紀要』4,1989、のち岸田『大名両国の経済構造』岩波書店、2001所収）といった、杵築御師に関する研究が発表されて以後、「室」は御師活動に際する壇所契約の独占権と理解されている。
3. 以下、天文21年の掟を天文掟、永禄元年の掟を永禄掟とする。
4. その代表例として、山崎裕二氏の研究（「中世都市杵築の性格～戦国期を中心として～」『島根大学教育学部附属中学校研究紀要』31, 1989）が挙げられる。
5. 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』吉川弘文館、2000、「十六世紀における杵築門前町の発展」『杵築大社門前町の発展と住人の生活』公益財団法人いづも財団・出雲大社御遷宮奉賛会編所収、2018。
6. 北島氏に宛てた書状の中で、「其方」ではなく「此方」と表現されていることから、「此方家来者」は北島氏家来ではなく、尼子氏家来の者を指しているとの理解も可能である。そのように理解すれば、尼子氏の家来の御供奉納は尼子氏から行う、つまり尼子氏が旦那として関係を有する御師から納めるの意とも解釈できる。つまり、尼子氏の被官であり、かつ「千家之中者」（千家氏の家中の者）であるような者が、どのルートで御供を納めるかのトラブルが発生していたことを前提とする条項であると理解するのである。但し、永禄掟第3条では、北島方の御師のことを「北島家来」と言っていることから、本条の「此方家来」も北島方の御師を指すとみなし、本論文では、本文のように解釈しておくが、後考を期す。
7. 永禄四年（1561）「尼子氏奉行人連署奉書」（日御崎神社文書）には、日御崎社領の宇龍浦に「唐船」が着岸した際、尼子氏がその積み荷から優先的に必要な物を入手できる旨が記されている。
8. 「ひしねの関屋」は現在の大社町菱根、「高浜」は浜山公園南部の辺り、「河」は神戸川を指すと想定される。
9. 「くた」を「管」と解釈すれば、この箇条は米売買に使用する升の形状を「管」（円筒状の升）にすることを求めたものと読める。
10. 島根県松江市大庭町に所在の神社であり、当時は杵築大社国造家の相続行事を執り行う神社であった。
11. 国造家に仕える有力神官層。
12. 史料3では、三沢氏から坪内氏に解決を求める働きかけをしているので、本史料の「御上意」も三沢氏と考えた。しかし、杵築の有力者たちが三沢氏を「御上意」と認め、その裁可を仰ごうとするか疑問もある。史料4によれば、最終的には尼子氏が裁定をくだしており、本史料の「御上意」が尼子氏の可能性もある。後考を期す。
13. 天正十八年（1590）八月十八日付「杵築御供定書写」（国造千家所持古書類写）では、参詣者の賄いについて「汁一ツ・さい一ツ・御酒壺ハ」が提供されることが記されている。
14. 杵築大社に所属する僧侶で、祭礼費用の集積などに携わってい

- た。常設の役職ではなかったが、尼子氏による寺院造営以降常設化された。永禄掟からは、国造と並び大社・門前の統制の中心を担っていることがうかがえる。
15. 「対具足」は「帯具足」の意で、具足を帯びての行動であろうか。あるいは、「敵に対抗して具足を身につける」の意かもしれない。
16. 大社遷宮の際、神体の通る道を清める「延道役」、本殿や宝殿の鍵を独占的に管理する「鑑役」を担う別火氏を指すと考えられる。同じく永禄掟で国造と並べられている「本願」とは異なる組織であり、大社への信仰に関わる御供に関しては、本願ではなく別火氏が国造と共に携わっていた可能性がある。
17. 井上寛司「中世日本海の家運と交流」公益社団法人中国地方総合研究センター編・発行『「海」の交流 古代から近世までの瀬戸内海・日本海』、2012所収など。一方で、杵築に直接付属する「大湊」が斐伊川が運んできた土砂によって埋没が進んだことも確かであり、そうしたことが反映されている可能性もある。

18. 「惣」という語の本来的な意味は、「惣社」「惣国」などいくつかの集合としての全体を表すものであるが、中世史研究における「惣」「惣中」は、畿内やその周辺において確認される自治的村落（「郡中惣」「惣村」）や、京都や堺などにおいて成立した、都市住民による自治的組織を指して用いられてきた。山崎氏、長谷川氏らの「惣中」理解も、これら畿内近国において確認できる「惣中」イメージを援用したものと推測される。一方で、中国地方の他都市における「惣中」の用例として、天正十一年（1583）に毛利氏が安芸国厳島神社門前町に対して発布した法令（『厳島野坂文書』）が知られる。厳島の「惣中」は、火事の際取り壊された家の家主に対して心添えを行う主体として書かれており、都市共同体的性質を持つ集団と考えられる。

The Expansion of Kizuki Taisha Shrine City in the Sengoku Period: From the Examination of Laws Issued by the Amago Family

Masaki TANIGUCHI

The aim of this paper is to examine the control of the religious city by Sengoku Daimyo power, studying two laws for Kizuki Taisha shrine city issued by the Amago family, the Daimyo of Izumo.

Amago's basic plan for control of the shrine city was to maintain Kokuzo's (priests) rights as ruler of the city and shrine. Amago's laws admitted Kokuzo to judge trouble between Oshi (priests who assist pilgrims), and to take action against crime in the city.

But the principle of the Amago family and Kokuzo didn't suit reality. Basically, the problem between Oshi was solved by themselves. In the Sengoku period, a large amount of pilgrims, more than in the past, came to Kizuki, and new problems appeared which weren't managed by Kokuzo.

The Amago family strengthened its intervention in Kizuki Taisha shrine city, compromising between Kokuzo and Oshi, judging murderers itself, and applying the law of the realm as standard.

This paper shows the process of the control of the religious city by Sengoku Daimyo power, studying the laws of the Amago family, and assists in thinking of the urban domination by Daimyo, which is parallel to the construction of castle towns.

Keywords : Religious city, city law, urban domination, Kizuki Taisha shrine city, Amago family